東京都ジュニアバドミントン連盟 登録規定

1. 東京都ジュニアバドミントン連盟(以下「本連盟」という)は、本連盟規約第5条「会員」 に基づき、クラブ・選手の登録規定を定める。

《クラブ・選手》

- 2. 加盟団体は所属クラブの登録手続きをしなければならない。
 - (1) 登録できるクラブの要件
 - ①組織が規約に従って運営され、クラブ会員の範囲が決められていること
 - ②年間を通じて継続的に練習をしていること
 - ③主な活動場所が決まっていること
 - (2) クラブ名簿の提出(記載必須事項)
 - ①クラブの名称(個人登録の場合は小学校名等の所属を明記すること)
 - ②クラブの主たる活動拠点(市町村名)
 - ③代表者の氏名、連絡先住所、電話番号
 - ④評議員の氏名、連絡先住所、電話番号
 - ⑤審判員2名
- 3. 会員は登録手続きをしなければならない。
 - (1) 個人登録料(小学生1,200円)の払い込み
 - (2) 選手登録名簿の提出(記載必須事項)
 - ①氏名 ②性別 ③所属クラブ名 ④学年
- 4. 会員の移籍に関して

小学生選手の移籍に関しては日本小学生バドミントン連盟の登録規定に準ずる。

登録された選手の所属クラブについては、遠距離転居等やむを得ない場合を除いて、同一年度内における異動は認めない。なお、遠距離転居等の場合であっても、全国大会の予選会及び本大会においての変更は認めないものとする。

ただし、以下の大会出場については東京都ジュニアバドミントン連盟に移籍承諾書(前クラブの承認)を提出することを原則とする。

- (1) 新年度移籍承諾書の手続きがあれば若葉カップ予選及び本戦には出場できるが、移籍承諾書の手続きがなければ原則出場できない。
- (2) 年度途中の場合、上記手続きがあっても個人の全国大会予選に出場できない。
- (3) 上記手続きの有無にかかわらず、東京都の大会(クラブ対抗・シングルス・ダブルス) には出場できる。
- 5.「2.」及び「3.」の登録手続きをしていないクラブ・選手は、本連盟が主催する大会に出場することができない。
- 6. 大会申込み受付後においても、クラブ・選手の登録手続きについて違反が判明した場は、本連盟理事長の決定により失格を含めた処置をとるものとする。

平成 19 年 4 月 22 日より適用 平成 21 年 4 月 1 日より一部改正 平成 25 年 4 月 13 日より一部改正